

宮城県立循環器・呼吸器病センター医療機器等売却処分

仕様書

平成31年3月

地方独立行政法人宮城県立病院機構

宮城県立循環器・呼吸器病センター

仕様書

宮城県立循環器・呼吸器病センター医療機器等売却処分

本仕様書は、宮城県立循環器・呼吸器病センター(以下「循呼センター」という。)が平成31年3月をもって閉院することに伴い、循呼センターが所有する医療機器等の売却処分の内容について示したものである。

また、これらの作業等が安全衛生及び周辺環境への配慮を行い、安全且つ円滑に作業を実施しなければならない。

1 業務概要

- (1) 宮城県立循環器・呼吸器病センター医療機器等売却処分
- (2) 施設概要

宮城県立循環器・呼吸器病センター(宮城県栗原市瀬峰根岸55-2)

2 業務内容

循呼センターの所有する医療機器等及びその他機器(以下、「対象物品」という。)の解体撤去・集積・搬出・引取(買取), 運搬, 処分作業

- (1) 医療機器等
- (2) その他機器
 - ・OA機器(パソコン, モニタ, プリンタ, ハードディスク等)

3 契約期間及び実施期間

- (1) 契約期間:平成31年4月1日(月)から平成31年5月24日(金)
- (2) 実施期間:対象物品の処分を除く, 解体撤去・集積・搬出・引取(買取), 運搬の業務については, 上記契約期間内で10日以内に業務を終了すること。
※土日祝日を除く。
 - ・作業時間は原則, 午前9時から午後5時までとする。
 - ・詳細については, 宮城県立病院機構本部事務局担当者と協議すること。

4 現地説明会について

- (1) 現地説明会への申し込み

当説明会への参加を希望するものは, 入札公告4(1)に示す期日までに, 「現地説明会参加申込書」(様式10)を電子メールにて提出すること。なお, 本入札に参加を希望する場合には, 当説明会への参加を必須とする。また, 当説明会へ参加できる人数は各社3名までとする。

(2) 場所及び日時

場所：宮城県立循環器・呼吸器病センター

日時：平成31年3月13日（水）

※各社個別に行うため，開始時間については，別途通知する。

(3) 現地説明会の内容

- ・建物内の見学
- ・搬出場所，医療機器の一時集積場所(外来ホール)の確認
- ・見学希望のあった対象物品の確認

(4) その他

当説明会の所要時間は各社2時間までとするため，各社は見学希望の対象物品について，優先順位に十分留意すること。

5 関係官公署への諸手続き

- (1) 必要な関係官公署に対する諸手続きは，買取人の責任により遅滞なく行うこと。
- (2) 関係官公署への諸手続き等に係る関係書類は，成果物として編纂し整理すること。

6 提出物及び報告について

- (1) 対象物品を買い取る際には，必ず買取証明書を作成し提出すること。
 - (2) 対象物品を廃棄処分する場合，廃棄が完了した後マニフェストを提出することとし，中間処理後の行き先も明確にすること。
 - (3) 対象物品のデータ(ハードディスク等)は買取人の責任において，消去すること。データ消去方法は，下記のいずれかとする。
 - ①PC・サーバ類(処分する医療機器に付属するPC等を含む)
 - ・PC等のハードディスクを取り出しての，穿孔等の物理的破壊
 - ・米国家安全保障局(NSA)推奨方式以上のセキュリティレベルでのデータ消去
 - ②処分する医療機器のうちハードディスク等を含む医療機器
 - ・ハードディスク等を取り出しての，穿孔等の物理的破壊
 - ・米国家安全保障局(NSA)推奨方式以上のセキュリティレベルでのデータ消去
 - ・ハードディスクが復元不可能な形での，機器ごとの物理的破壊
 - ③再販売等を想定する医療機器のうちハードディスク等を含む医療機器
 - ・ハードディスク等を取り出しての，穿孔等の物理的破壊
 - ・米国家安全保障局(NSA)推奨方式以上のセキュリティレベルでのデータ消去
- ※但し，対象物品のうち78番の「循環器X線診断システム」，93番の「MR I装置」，152番の「マルチスライスCT」については，4月上旬にメーカー等に個人情報

報等の削除作業を別途発注するため、データの消去は不要である。

なお、対象物品ごとに下記の事項を記載したデータ消去作業完了報告書等(書式は自由)を提出すること。

記載事項：メーカー名、製品名、型番、製造番号、データ消去年月日、データ消去場所、データ消去作業実施者氏名、データ消去作業責任者氏名、データ消去方法、ハードディスクの物理的破壊する場合には、個別の破壊写真

なお、データの消去に要する一切の費用は買取人の負担とする。

(4) 各作業工程における状況を写真撮影により管理し、作業報告書として整理すること。

7 入札額算出方法について

(1) 「入札額(売却額)」

「入札額(売却額)」の算定は、下記の(2)(3)の方法により算出した金額の合計(税抜)とする。

(2) 「引取(買取)」

買取人が代金を支払うことを見積った場合：正(+)の数字で算出すること。買い取り額は、必要な一切の費用(撤去、運搬、処理費等)を差し引いた金額とする。

(3) 「処分」

買取人が代金を受け取ることを見積った場合：負(-)の数字で算出すること。処分額は、必要な一切の費用(撤去、運搬、処理費、マニフェスト代等)のすべてが含まれたものとする。

8 その他

(1) 別紙「対象物品一覧」は平成31年2月下旬時点のものである。「対象物品一覧」に記載のある対象物品以外の売却・処分の必要のある医療機器等が発生した場合には、売払人と買取人が協議するものとする。

(2) 「対象物品一覧」の168～171番のOA機器の台数については、概数である。「対象物品一覧」に記載のある台数以上の売却・処分が発生した場合には、売払人と買取人が協議するものとする。

(3) 買取人は、対象物品のうち結核病棟、検査室、手術室に配置されている対象物品及び、血液・体液等の汚れが確認できる対象物品について、院外への排出前にホルムアルデヒドガス等により、燻蒸処理を行うこと。なお、実施に当たっては、関係法令を遵守し、適正に行うこと。院内における燻蒸場所については、売払人と買取人が協議するものとする。

(4) 循呼センターは現状のまま使用予定である為、物品搬出時には養生・保護を実施し、(5)に示す場合を除き、建物の破損等を生じさせないこと。なお、本業務の遂行

中の建物破損が認められる場合は、買取人の責任で修繕し、原状回復すること。

- (5) 大型医療機器等の解体・搬出のため、やむを得ず建物を破損させる場合には、買取人の責任で修繕し、原状回復すること。なお、建物の図面を下記に示す場所・期間で貸出を行うので、必要と判断した場合には、下記担当者に予め電話連絡の上、直接受け取りにくること。

場所：宮城県立循環器・呼吸器病センター(宮城県栗原市瀬峰根岸55-2)

担当：総務課 橋本・寺島

連絡先：0228-38-3151

期間：入札公告の日から平成31年3月28日(木)まで

上記期間のうち2日間で貸出を行うので、必要箇所をコピーするなどし、速やかに返還すること。

- (6) 本館一階の外來待合ホールは、各現場から搬出した対象物品の一時集積場所として使用可能である。
- (7) 「対象物品一覧」の備考欄に「給水・排水等」と記載のある対象物品については、対象物品の撤去後に配管の後処理・撤去等が必要である。配管の後処理・撤去等に係る費用は買取人が負担するものとする。
- (8) 本館にはエレベータ2台(いずれも最大積載量：750kg)が設置されており、本業務で使用可能である。
- (9) 引き渡し場所は残置場所とし、引き渡しに係る一切の費用は買取人が負担するものとする。
- (10) 対象物品は現状有姿での引き渡しとし、引渡の後の故障、瑕疵等について売払人は一切の責任を負わない。
- (11) 本業務の実施にあたっては、情報の漏えいやデータの紛失等の防止のために、その適正な管理を行うこと。
- (12) 対象物品に所有者等を表示する管理票シール及び所有者を特定し得る情報が貼付されている場合には、引き渡し後速やかに、買取人の責任と費用負担で必ずこれを除去すること。
- (13) 買取人は、買い取った医療機器等について医薬品医療機器等法及び関係法令に基づき適正に処理すること。また、収集・運搬中間処理及び最終処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)」及びその他関係条例等を遵守し、適切に行うこと。
- (14) 買い取った医療機器等の販売等を行う際は、必要な処理を行い、販売等に係る責任は買取人が負うものとする。
- (15) 対象物品の搬出作業にあたっては、売払人と作業スケジュール、搬出ルートの協議を行い、事故防止及び道路混雑、騒音等の発生に注意すること。
- (16) 買取人は、搬出作業等の現地責任者を定め、事故等が発生した場合には、速やか

に売払人に報告すること。

- (17) 買取人は契約締結後、速やかに作業員名簿（任意様式）を提出すること。また、買取人は本業務に従事する全作業員に関して、売払人と十分なコミュニケーションをとることができるよう、日常会話レベル以上の日本語能力を有する作業員を配置すること。
- (18) 上記事項に明示していない事項でも、業務遂行上又は技術上当然必要と認められる事項については、買取人の責任において行うこと。
- (19) 疑義が生じた場合は、担当者に連絡をとり指示を受けること。

9 秘密保持義務

買取人は、本業務に伴い知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

10 担当部署等

担当部署：地方独立行政法人宮城県立病院機構本部事務局企画経営課

担当者：主事 工藤 慶也

〒981 - 3204 宮城県名取市愛島塩手字野田山47 - 1

電話：022-796-1044

FAX：022-796-1046

電子メール：honbu-keiei@miyagi-pho.jp